

スキー場を活用した地域活性化調査事業委託業務に係る仕様書

1. 委託業務名

スキー場を活用した地域活性化調査事業

2. 業務期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

3. 業務の目的

訪日外国人旅行者のスキー・スノースポーツへの関心が高まる中、西日本最大規模、全国7位のスキー場を有する兵庫県にインバウンド需要を確実に取り込むために、兵庫県北西部エリアの14スキー場の実態調査やネットワークを構築する。

【本事業の対象スキー場】

(1) 峰山公園リゾート	兵庫県神崎郡神河町上小田 881-146
(2) ばんしゅう戸倉スノーパーク	兵庫県宍粟市波賀町戸倉 207
(3) ちくさ高原スキー場	兵庫県宍粟市千種町西河内 1047-218
(4) 神鍋高万場スキー場	兵庫県豊岡市日高町万場 480
(5) アップかなべ	兵庫県豊岡市日高町栗栖野 59-78
(6) 奥神鍋スキー場	兵庫県豊岡市日高町山田 710
(7) ハチ高原スキー場	兵庫県養父市丹戸字西横角 909-1
(8) 氷ノ山国際スキー場	兵庫県養父市奈良尾 509
(9) ハイパーボウル東鉢	兵庫県養父市別宮
(10) 若杉高原おおやスキー場	兵庫県養父市大屋町若杉 99-2
(11) ハチ北高原スキー場	兵庫県養父市丹戸字西横角 909-1
(12) スカイバレイスキー場	兵庫県美方郡香美町村岡区中大谷 701
(13) おじろスキー場	兵庫県美方郡香美町小代区大谷 463
(14) 但馬牧場公園スキー場	兵庫県美方郡新温泉町丹土 1033

4. 業務の内容

- (1) 観光庁補助事業「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」申請に必要な項目を記載した資料を作成し、紙媒体5部及び電子データを本部に提出
- (2) (1)の資料作成に必要な各スキー場の経営体制、経営状況等のヒアリング
- (3) 各スキー場、宿泊施設、観光施設、交通事業者等が参加するスキー場を活用した地域活性化推進協議会（仮）の企画・運営（5回）
- (4) スキー場での来訪者アンケート調査の実施（1回）
- (5) 来訪者アンケート調査の結果を踏まえたスキー場に対する訪日外国人旅行者の受入れ環境整備や来訪者満足度等につながる支援
- (6) 他地域・DMOにおける先進的な事例紹介

5. 状況に関する記録・報告

対応状況の日報等を作成し、報告を行うとともに管理すること。

6. 活動報告書の提出

次表に定める書類を提出すること。

なお、すべて編集可能な電子データも合わせて納品すること。

No	提出資料	部数	提出期限	備考
1	スキー場を活用した地域活性化調査事業活動報告書	1 部	令和 3 年 3 月 31 日	第 1～5 回推進協議会の実施内容を含むこと
2	スキー場来訪者アンケート調査報告書	1 部		調査及び分析の結果を含むこと
3	「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」申請に必要な項目を記載した資料	1 部		事業計画書の作成支援を含むこと

7. 委託料の上限額

委託料の上限額は、1,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

ただし、観光庁の訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱 P7(1)に示された経費のみ対象とすること

8. 精算・支払い

請求書を受領後 1 か月以内に精算を行う。なお、部分払いについては協議のうえ認めることがある。

9. 留意点等

- (1)受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (2)受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと
- (3)受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと
- (4)受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5)受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6)委託契約の締結
 - ①契約に関する事務は委託者で行う。
 - ②委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ③契約条項は、委託者において示す。
 - ④契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社

との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

(7) 契約の解除

①委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

②上記①により契約を解除した場合、本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(8) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

(9) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、委託者に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること

(10) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続きや使用権料等は、全て受託者が責任を持ち対応すること

(11) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(12) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。